

委託事業仕様書

1 件名

令和5年度治山技術等推進調査（木材利用推進）

2 目的

農林水産省では、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年第36号）第10条第2項第4号に基づき、農林水産省木材利用推進計画を定め、農林水産省自らが整備する施設や補助事業を活用して整備する施設についての木造化・内装等の木質化、公共土木工事における木材利用等に努め、農林水産省本省及び関係機関を挙げて、木材利用の推進に取り組んでいる。

森林土木分野では、森林管理局や都道府県における木材を利用した事例を収集し、発注に必要な情報の拡充を図ることに加え、筋工等が森林土壌を保持することにより発揮される雨水の浸透効果の評価などの取組も進めているところである。

このような中、森林土木分野の取組状況については、柵工等比較的小規模な工作物の木製割合を100%とする目標についてはほぼ達成しているものの、工事費1億円当たりの木材使用量を62m³とする目標に対する直近の実績（令和3年度）は49m³にとどまっている。

そのような状況となっている要因として、

- ① 近年の山地災害の激甚化に伴い、対策に当たっては、緊急性・安定性・施工性の観点からコンクリート等を用いた強固な構造とする必要が増加してきたこと、
 - ② 木材利用が可能と考えられる施工箇所においても、腐朽や虫害などの劣化により、木製構造物の採用が敬遠される場合があること、
 - ③ 建設業で労働力不足が問題となっているなかで、森林土木工事での木材利用は資材の運搬・加工・施工に手間と技術を要すること、
- などが考えられる。

森林土木分野における更なる木材利用の拡大には、上記③の課題に取り組むことが必要であり、例えば二次製品やユニット化された部材を用いた工法の活用による工事の省力化を図ることが有効である。

一方、上記②の課題については、適切に防腐処理された木材を用いた木製構造物では、施工後数十年経過しても十分に機能を有している事例も多く、木材腐朽をある程度克服することは技術的に可能となっている。しかし、施工条件に応じた最適な防腐処理が行われていない実態もあり、木製構造物への抵抗感が払拭されない一因となっている。

そこで、上記③の一層の活用拡大を企図して、上記②の課題解決を図ることを目的として、木材保存処理技術の整理及び各技術の適用可能工種等の整理を行う。

3 内容

- (1) 防腐処理された木材を用いた木製構造物で、長期間の耐久性を発揮している施工事例について、防腐処理方法や腐朽状況等を調査する。なお、施工事例については林野庁担当者から2, 3箇所程度指定する。
- (2) 木材の防腐処理方法の最新情報を収集整理する。また、上記(1)の事例も参考にしつつ、それぞれの防腐処理方法がどの工法等（木製構造物）に適したものであるかを整理する。
- (3) 上記(1)及び(2)の調査内容を踏まえ、森林土木木製構造物設計等指針及び森林土木木製構造物設計等指針の解説等（※）の「4－7 防腐処理等の計画」の改定案を作成する。

（※）<https://www.rinya.maff.go.jp/j/sekou/gijutu/pdf/h28-moku-sisin-kaisetu.pdf>

4 期間

委託契約締結日から令和6年3月15日までとする。

5 成果品

(1) 納入物品

①調査報告書 11部

②電磁記録媒体（CD-R又はDVD-R） 3部

納入する電磁記録媒体は、ウィルスチェックを行い、ウィルスチェックに関する情報（ウィルス対策ソフト名、定義ファイルのバージョン、チェック年月日等）を記載したラベルを添付して提出すること。

(2) 納入場所

林野庁森林整備部治山課施設実行班（本館7階ドアNo.本773）

6 その他

(1) 本事業についての打合せを事業着手時及び納品前を含め3回以上行うものとし、これとは別に林野庁担当者から求めがあった場合は打合せを行うものとする。

(2) 事業の目的を達成するために、林野庁担当者は、実施状況・進行状況に関して必要な指示を行えるものとし、受託者はこの指示に従うものとする。

(3) 受託者は、本事業の実施に当たって再委託を行う場合は、事前に支出負担行為担当官林野庁長官の承認を得るものとする。

(4) 受託者は、本事業により知り得た情報について、外部に漏らしてはならない。

(5) 本事業の目的を達成するために、本仕様書に明示されていない事項で必要な作業が生じたときは、林野庁担当者と受託者が協議を行うものとする。

(6) 受託者は、委託事業に係る通知、報告書等について、発注者から提供、貸与を受けることができる。

(7) 本事業における人件費の算定に当たっては、契約時添付する『委託事業における人件費の算定等の適正化について』に従って行うものとする。なお、発注者は受託者から提出された人件費の算定について確認するため、原則として人件費単価表（受託者が組織として人件費単価を定めている場合）又は実際に従事する（した）者の給与明細を確認するものとする。